

会 議 録

会議の名称	西東京市行財政改革推進委員会 第3回会議
開催日時	平成14年7月4日(木) 午前10時00分から11時50分まで
開催場所	田無庁舎5階 503会議室
出席者	箱崎委員長 竹之内副委員長 小林委員 筑井委員 長澤委員 松山委員 高梨委員 倉本委員 事務局：坂井企画部長 尾崎企画課長 小林主査 飯島主査 伊佐美主査 河合主任
議題等	1 西東京市行財政改革大綱について 2 補助金見直しの取り組みの概要について 3 その他
会議資料	西東京市行財政改革推進委員会委員名簿..... 資料1 西東京市行財政改革推進委員会事務局名簿..... 資料2 西東京市行財政改革大綱..... 資料3 平成14年度における補助金取り組み方針..... 資料4
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録(内容、別紙会議録の通り)

西東京市行財政改革推進委員会会議 平成14年度 第3回会議録

委員長：おはようございます。定刻となりましたので、只今から会議を開きたいと思えます。会議を始める前に事務局から報告があるようですので、先に事務局からお願いいたします。

事務局：おはようございます。まず、会議開催前に先立ちまして、3月15日をもって欠員となっておりました前任の柳原委員の後任が、幸い委員長のご紹介をいただきまして、7月1日付で小林委員に就任いただきましたので、紹介させていただきたいと思えます。小林委員さんに一言ご挨拶いただければと思えますので、よろしくお願いいいたします。

(小林委員自己紹介)

事務局：続きまして、さる7月1日、同じく市役所内部で異動がございました。事務局職員も若干異動で変わってございますので、名前だけ紹介させていただきたいと存じます。

(小林主査、河合主任自己紹介)

事務局：まず、資料の確認をさせていただきたいと思えます。

(資料確認)

事務局：会議次第にしたがいまして、本日、行革大綱の説明と補助金の見直しの取り組みの概要について、担当からそれぞれ説明させていただきまして、最後にその他といたしまして、次回の日程等について事務局の方から説明させていただければと思えます。

委員長：それでは、西東京市の行財政改革大綱について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料3「西東京市行財政改革大綱」を説明)

委員長：すでにこれは印刷されつつある訳でございますが、皆様のご意見、ご感想、質問何でも結構ですので、あればどうぞ。この前の会議でいろいろ要望した点は取り

入られていると思います。良くできていると思います。見やすいし。どうですか。

副委員長：かなり一生懸命やっていただいたというのは、これを見て一目で分かります。こちらの方には注文はありません。ホームページですが、具体的にどうなるか状況を見て行かないと分からないと思いますが、例えばホームページ上に大綱を貼られた場合に、どういう方法で貼るかは決まっていないですか。つまり、これだけの分量をベタッと貼ってしまうと、たぶん見られないと思います。要するにPDFで開くのか、テキストで開くか分かりませんが、これをベタッと貼っても誰も最初から最後まで目を通す人はいないと思います。そうすると、最初の目次のところみたいなものだけを貼って、クリックするとそこに飛べるようにしておかないと、興味関心のあるところに行きたいが、でも興味関心のあるものがこれだけの分量で貼られていると探すだけで嫌ですから、もうやらないということになってしまうおそれがあります。

事務局：一応、章ごとにそれぞれ選べて、そこに飛べるようになっています。

副委員長：ですからそういう方法とか、最初の動き出しのところはパワーポイントで自動的に動いて行くとか。こちら側がアクセスしなくても自動的に動いて行くとか、そういう工夫は必要ではないかなと思います。よほど興味関心をお持ちでないとも全部眺めることはないと思いますが。

事務局：副委員長のご意見、ご要望については、所管が広報広聴課というところで管理運営しているものですから、そういう何らかの工夫を用いて見やすいような方策がないのかどうか検討させてもらいたいと思います。

委員長：多分簡単にできると思います。官庁なら「官庁」というところをクリックするとその絵が出てくるというように。定員計画の管理は何ページですか。

事務局：28ページです。

委員長：目標値の設定等の取組内容が多少抽象的になるという面もあるでしょうが、これから行政の方で策定して行くことですからやむを得ないと思います。

副委員長：逆に細かくやって拘束されてしまう危険性もありますから。事後的にもっと良い方法があったとか。大綱ですからそこまでの拘束力はないと思いますけれども。

高梨委員：この改革大綱は非常に良くできていて、関係者のご努力に敬意を表します。問題はいつも申し上げているんですが、市民にどう分かりやすく周知徹底して行くかということで、市民に対する周知広報は、現状のところ市報が一番徹底しているのではないかなと思うんです。そういう意味では、行財政改革についてという特集号を1回作っていただいてはどうかと思います。この表現そのままこの分量でというほとんど読まないと思うので、図解を中心に分かりやすい特集を1回作ってもらおうと、良いのではないかなと思います。打ち出し方、アピールの仕方ですぐいぶん市民の関心も変わってくると思いますので、その辺ひとつ工夫してみただけならと思います。

委員 長：それは簡単にできるものですか。

事務局：年間の特集号の予定等について広報広聴課と検討はしてみます。おっしゃるよう
に、おざなりの記事だと、策定のお知らせだけになってしまうおそれはあります。
ただし、特集号を1回やりますと配布委託料も出てきますので、難しいとは思いますが、増ページとかの工夫は可能かもしれません。

委員 長：全部盛り込む必要はないです。主要なところをやって、後はこの絵を見てくださいという形で。

高梨委員：2 兎を追うと1 兎も得ずで、要点を押さえていけば結構だと思います。詳しいことはこれを見なさいということで良いのではないですか。

委員 長：他に何かありますか。

倉本委員：PRに関しては、費用がかかるかもしれませんが、公民館、図書館、駅舎のような、人が集まるところに分かりやすく貼っていただくと、本当に合併してこういうことをやっているのだなと市民も感じると思います。市報を見ない方は本当に見ないし、私の周りでも見る方は徹底的に見ていらっしゃる。それと勉強不足で質問ですけれども、ISO14001というのは何ですか。

事務局：環境マネジメント計画というのは、要は一定の目標を作って環境負荷を低減させることなのです。例えば、西東京市も1つの事業所という考え方で、ゴミの排出量をこの田無庁舎と保谷庁舎とそれから各出張所が、この3年間でエネルギーの消費量をこれだけ減らしますとか、ゴミの排出をこれだけ減らしますとか目標を立てて、それに即して管理をして行くことになります。国際標準化機構という認

証機関がございまして、そこでその管理計画が認定されますと、その計画に即してきちんと実行しているかという、要はその循環サイクルをきちんとマネジメントしているかのチェックを受けるそうです。そういうことを3年ごとに繰り返して行くことによって、全体の環境の悪影響を排除して行く、そういうことを市内では2つの企業、石川島播磨とシチズンがすでに認証取得されていると聞いております。住友重機も取得しかけているそうです。これは地球環境全体を救うというテーマがあって、最近ではTHINK GLOBALLYというのですか、地球規模で考えて、行動は地域からというものの自治体版で、環境保全課で今年度から着手しています。先般、市長からキックオフ宣言、すなわち認証取得をしますという宣言をして、来年あたり取得して行くということで、実行に移すのは計画が認定されてからになると思います。そのための庁内体制として本部を先般発足させたところでございます。

委員 長：これは企業には相当厳しいです、ゴミの減量をどうするかという計画を進めなくてはならないから。自治体もそういう意味では、非常に厳しい制約を課せられるのではないですか。

事務局：むしろ計画そのものは、それほど厳しくないのですが、実行しているかどうか厳しいと聞いております。ですから認証機関が実行しているかどうかについて、各セクションの責任者にヒアリングを行います。実際にそれをレポート用紙として、証拠書類として提出しないと、それが認証されないというような、むしろ企業の先輩であります長澤委員の方が詳しいと思いますが。

長澤委員：厳しいというよりも、計画を自分達で作らなくてはならない。それを実施して行くかどうかということです。ただ、維持管理して行くのが大変です。審査したりしますので、費用もかかります。

委員 長：それでは、この大綱の関係は一応これで終わりとしまして、次の議題に移りまして。次の議題は補助金の見直しについてですが、事務局からお願いします。

事務局：(資料4「平成14年度における補助金取り組み方針」を説明)

委員 長：これについて、何かご質問、ご意見ございますか。公表するのは、この表のうちどれですか。様式3は公表されますか。

事務局：様式3は、今年度決算からこれを使いたいと思います。今、団体と調整させてい

ただいておりますのは、調査表を審査の基礎資料と来年度団体の作る練習用として考えております。これを来年度は各団体に作らせて、決算書とか事務事業報告書を付けて、14年度決算から公表したいと思います。

委員長：来年から公表するということですね。

事務局：はい。

委員長：様式2については、今年度から公表しますね。

事務局：はい、7月15日の予定です。

委員長：これは代表者の名前が入っていないですが。

事務局：1事業に一番多いところだと300団体ほどありますので考えておりません。今年度の公表は、事業単位で考えています。100万円の補助金に対して団体が100団体あると、その交付先について、ひとつひとつ資料を作成する必要があります。これは事業別の公表です。団体別ではありません。

委員長：団体別にやらないと意味がないように思いますが。

事務局：今回450事業くらいあります。来年度からは、団体の公表も考えたいと思います。方針決定したのが5月でしたので、なかなか実行できませんでした。

委員長：本当は、団体が見えてこないと何も見えませんが、特に市民は。

松山委員：抽象的なことしか言えなくて恐縮ですが、補助金という課題を与えられて考えたのですが、どんな本を読んでも、補助金は、一般的にあまりプラスのイメージではない。どんな補助金でも、どうしても既得権化してダラダラと続きやすいのに問題があるというのが一つと、それから当初は当然良いと思って導入されるのでしょうが、本当にそれが効果があったのか、その評価が非常に大事なのではないかと素人考えで思っています。その2点が今考えられている制度でどういうふうになっているのかという観点から次に質問します。まず、既得権化するという点についてですが、今の補助金は単年度ですか。何年間か継続ですか。

事務局：基本的には単年度です。次年度予算は11月に予算編成するんですが、継続され

てしまう事業があります。

松山委員：単年度でバサッと切るという姿勢が必要だと思います。次に評価についてですが、これは、事前評価よりも、いざ導入したけれども、それが本当に効果があったのかどうかの方がもっと大事だと思います。審査はそれが中心になっていると考えてよいのですか。

事務局：今の審査は13年度決算でやっていますので、事後評価ということです。

松山委員：ということは、審査はあくまでも過去の補助金に対する評価ですね。

事務局：はい。

松山委員：言いたいのは、事前評価では意味がないということで、必ず事後でやらなければいけないということです。

事務局：13年度決算に基づいた審査ですが、すでに各事業とも実績報告が出されていますので、13年度決算をベースに実施結果を審査させているという状況です。

松山委員：だから、今言った心配というものは、審査で一応カバーされているということですね。

事務局：はい。

松山委員：わかりました。

事務局：これから松山委員がおっしゃられたように、審査部会と審査本部の2つを作っているのですが、そこに事務局として審査結果をどういう形で報告して、部会では個別事項をいかに体系化して行くかが課題でありまして、あくまでも今、審査を各課でやっているというのは中間過程的なことですが、おっしゃるとおり、審査結果あるいは事業の詳細を見て行って、いわゆる補助奨励目的を達成できているとか、補助金額が著しく低くて、本当にその金額が効果があるのか、例えば10万、20万円という事務で、職員が何日間か交付手続等に從事して本当に効率的な部分も含めて効果があるのかと、そういった部分が見えてくるんだと思います。我々企画も事業担当課ではありませんので、一応そういったものを拾って行って、各補助事業で問題点があるものを体系化したものを作れば、かなり見直

しの基準というものができてくると、そういったものを整理をかけて委員会にお示しするのが、一番審議しやすいだろうと、個人的な考えですが、そういったことを考えながら、各審査結果を見させていただいています。

委員長：これは137事業で、千団体ですか。

事務局：はい。

委員長：それで、金額は全部で4億円ですか、40億円ですか。

事務局：137事業で24億円です。

委員長：全く思いつきで言うんですが。補助金というのは、いわば行政の一つの実態が表れていると思います。補助金事業をどういうふうに運営するかというのは、いわば行政の精神であり、姿勢です。だから、補助金はみんな無駄があったとか、そういう傾向に陥っているようにとらえると、では行政には何が残るのということになるので、やはり、ある意味では、良くも悪くも行政の実態だろうと思います。うまく運営して行くようにお願いしたいと思います。ここに、創造性とか時代性、公益性、効果性、実効性とか、こういうところは何か雛型がありましたか。

事務局：先ほどお話ししましたように、庁内にこの方針を固めるための部会を作りました。そこで先進事例をいろいろと調査研究しまして、近隣では我孫子市が非常に進んでいるのですが、都内では八王子市、豊島区が団体補助の審査に取り組みまして、その中でいろいろと各地域の視点というものがあまして、そういった事例を取り込みながら、今回の方針を作っております。普通、方針を見直すために2年くらいかけて庁内で審議して、それで百何十団体の事業について、こういった第三者機関に審議するのは、検討機関として必要だったようです。冒頭でもお話ししましたように、市長が議会等で補助金を白紙にして見直すと言明しておりますので、合併して補助事業を新たな視点で見ると、両方の決算それぞれ手続も違いますので、そういったものも含めて、先進事例市の事業取り組み内容を参考にしながら、新たに西東京市の仕組みを作って、今回足早に制度化したところであります。今回の結果を踏まえて、踏みこんだ見直しの制度を作れば良いと思っております。

委員長：採点の基準としてこういうものを掲げたのは、なかなかうまくできているなと思っているのが感想ですが。松山委員が言われるように、無駄なものになって行けば行政の質が落ちるから、ある意味では大変重要なものになりますので、よろし

くお願いします。

長澤委員：補助金というのは、総額では抑えることは当然ですけれども、審査を進める中で事業内容が良という判断が出れば、今までより補助を増やすとか、そういうことは考えていますか。

事務局：まだ、今回、結論は実態把握してからだと思いますが、実際、総額を増やす目的で着手は難しいと思います。しかし、議会等では新しいNPO活動への支援とか、新たな補助制度の拡充の要望は一方ではあります。ですから、総額の中で無駄なものを排除して新規に必要なものに振り替えるということが、一般的に他団体で行われているやり方だと思います。景気の動向にもよりますが、今の歳入が伸びない中で、補助金だけ審査の結果増やして行くというのはなかなか難しいと思いますので、とりあえず現行水準が妥当なのかという、そこが視点の一番最初にくるのかと思います。ただ、市長の予算編成方針があることですので、とりあえず実態を見て判断させていただきたいと思います。場合によっては自立指導というテーマもあるかと思いますが、それはかなり政策的判断になってくるかと思いますが、むしろ福祉に増やせという意向が強ければ、そちらに少し予算をまわすとか、そういう話にもなります。どちらに重点を置くかが、私どもの方では判断つきかねております。委員長がおっしゃったように、補助制度は一応、法律で認められているものでございます。公益上必要であれば補助することができます。まず法律上の根拠があるということと、もう一つは予算科目自体、補助金という統一科目がある訳ですから、補助金自体が悪ということではないと思います。ただ、行政改革というテーマの中で、指摘がございましたように得てして既得権化しがちである、陳腐になったものでも漫然と支給が継続されているというようなところで、行革の中では一番に指摘されるテーマでございますので、それを全庁的に取り組んで、そういう実態があるのかどうかを含めて、今回、全体の洗い出しをやらせていただいて、次のステップで委員会にご相談させていただきたいと思いません。

委員長：例えば、事業別に文化事業というものと、そういうふうな用途というか、分野別にある程度分かりますか。例えば、新しい事業活動を応援するというような項目はあるのですか。

事務局：今回は、現状の補助金の洗い直しをするというのを第一ステップに考えております。その結果、何らかの形で有効財源が生み出せれば、次のステップで新規事業に対応して行こうという流れが、出てくる可能性が大いにあります。

委員 長：例えば、企業活動でどこかの会社が新設した漫画とかイラストが、この辺は盛んですが、こういう援助してほしいというような、もし申請が出ているのかどうか。企業が新しい分野でやりたいというので、出ているのかどうか、そういう状況を知りたいです。

事務 局：現況、企業支援という形での補助金は確かまだないです。一定の貸付制度という、中小企業への、今の事例が該当するかどうか分かりませんが、一定の投資的経費が必要であるとか、運転資金が必要であるとかいった場合には、低利の貸付制度というものを中小企業対策としてはやっております。それに対して利子補給をやりますから、その分がある意味では補助金になるのではないかと思います。ただ、最近言われておりますのは、女性の起業支援ですとか今みたいにベンチャー企業に対する支援については、声は上がっておりますけど、市オリジナルの制度というのはありません。

委員 長：ベンチャービジネス支援というものは、あっても良いと思います。

事務 局：補助金の形ではないですが、産業振興課でベンチャー支援のための相談を今年度から確か始めたと思います。それから商工会に対して、ホームページ立ち上げの費用を補助して、市内商店街等が発信できるような基盤整備のような支援とか、通常は経営診断とか、そのような支援です。

松山委員：今言われたことの繰り返しになりますが、新しく立ち上がる企業に対して支援するというのは、経済不振の時ですから、緊急で大事だと思います。したがって、この問題は強く意識していただきたいと思います。何もかもいっぺんにという訳には行きませんから、他を削って浮かせた資金を重点的にそちらの方に回すということも必要だと思っているのですが。

事務 局：確か商工会の支援のような制度があって、その商工会に対して市が補助金を出しているのが、現在の状況だと思います。

松山委員：まだ、具体的に分からないので、そういうのはないのかと思っている訳です。

事務 局：最近、よく他団体で試みられておりますのは、個人起業家について、公共施設の空き施設を利用して、極めて低廉な家賃でお貸しするとか、現金的な直接補助ではなく、間接的に支援するという仕組みも行われておりますので、直接補助金の対象といえるかどうかは別の議論があるでしょうが、家賃を抑えて企業を育成する

というような、そんなような事例も出てますので、松山委員のお話伺いますと、今後西東京市でもそのような形が方向性としては出てくるだろうと思います。

高梨委員：抽象的、概念的には補助金制度が何となく分かるのですが、具体的に今までやってこられた中で、評価が高くて、補助金の目的を達してるという具体的な事例と、これはいかがなものかというような、良いのと悪いのと2つぐらい具体的な事例を見せていただかないと、われわれも議論しようがないです。それで、今お話の出ているように、そういうことでスクラップ・アンド・ビルドして出てきた原資でもって新しいものに対応するというような柔軟性も必要だろうというようなことを皆さん申し上げていると思いますので、一度、具体的なものを事例として、細かくはいりませんけれども、137事業、24億円という一般予算に占める比率も相当な額ですから、これはかなり大きなウエイトを占めるんで、一度具体的に皆さんが話しできるものをお示しいただけますか。

事務局：今日は、市の職員に対して発信したメッセージみたいなものですので、具体的にこちらの委員会の方をお願いする際には、良い悪いという材料もありますが、具体的に概念化してどういう事業がかかわってくるのかお示ししないと、当然ご意見いただけないと思っておりますので、庁内で審査する過程で委員会の方を考えたながら資料を作っていきたいと思えます。

副委員長：思いついたことですが、例えば補助金審査票の中にいくつかの観点がありますが、これ皆イーブンのバランスです。ところが、補助金というのは本来、公益事業を行政団体がやるべきなのになかなかやれないとか、あるいは民間団体に任せた方が有効に機能するとか、そういう目的があるので公益上必要なだと公金を出している訳です。そうすると、公益性のレベルが低いのに、他のレベルのところは偶然高くなって、合計点が高くなって通るといのはおかしくないですか。

事務局：正直に言いまして、これは事業課にやらせている審査です。事業課の事業のメリハリがかなり出てくると思いますが、この採点結果が、イコール事業の是非とは考えておりません。事業課がやってきたことですから。もう一度この結果を踏まえて、企画、総務のあまり事業を持っていない部署の管理職でもう一回検証していきます。いわゆる事業活動に所管課の思い入れがあったり、おそらく関係団体とのいろいろな経緯とかがあると、やや審査に客観性が欠ける可能性があると思えます。

副委員長：審査票は、事業をやっている本人が書くのですか。

事務局：事業課の職員です。

委員長：こちらは公表しないのですね。

事務局：はい。各事業を所管している課長、係長が中心で審査チームを作らせて、審査させています。メリハリが出てくると思いますが、必ずしも、これがイコール事業評価のすべてではないと考えております。ここに採点の理由を書かせていますが、例えば、公益性は当然あるべきものですが、オリジナル性とか時代性というものは、今まで必要であって、市がやらざるを得ない補助金というものがあまして、時代性を求めてもなかなかないものもあります。

副委員長：ですから、逆に言えばウエイトは違って良いのだという考え方です。つまり、新しいものではないが、未来永劫昔からずっと必要だという事業もある訳です。例えば、福祉事業は最近脚光を浴びているだけであって、しかし昔からやるべきもので、ウエイトは変わってきていますが、これから先も当然必要になるものです。そうすると、時代時代で考えていくと、それは創造性は非常に低いのかもしれないのですが、したがって、それゆえに公益性が異常に高いものがあったりして良いはずなのですから、あまりオープンにするのもいかがなものかと。それから、あくまでもこれは書いたもので決まるものではないとのことですが、人間というのはあるものに引っ張られますから、どうしても数字が出てきて、どちらにしようかとか、あるいは、どちらにより上げようかなと思った時に、数字というのはかなり大きな影響力を持っていると思うのです。ですから、一番はっきりしたものは、数値化するということだと思います。

委員長：公益性中心にすると、どうでしょう。企業活動を応援するというのは、全然公益性とはならない訳です。

副委員長：元来の補助金では、そういった企業支援というのは補助金支出の対象にはならないと考えられてきたはずですが。

委員長：それもそうなのですが、税制的に面倒見るとか。

副委員長：別枠で見るとしかないと思います。逆にそういったものを全部取り込んで補助金の概念を拡大しますと、今度は非常に処理するのが難しくなります。補助金なら補助金を非常に厳格に決めておけば、補助金のスタンダードを作りやすいのですが、こういう補助金もあります、ああいう補助金もありますと非常にグラデーション

かかってしまって、こちらにはきつく審査して、こちらにはゆるく審査してみたいなことが起こってしまいますので、できれば補助金概念は厳格にしておいた方が僕は良いと思います。

委員長：分野別に、例えば福祉の分野には何割ぐらいを充てようという、そういう枠組みみたいなものである程度作っておいた方が良いのかどうか。

副委員長：それは、方針としてはあり得ると思うのですが、先ほど話しましたように、あまり厳格に何%、何%とやる訳には行きませんが、ある種の方針みたいなものはあるのかもしれない。

委員長：そうして行かないと、行政の特色、特徴が出せないという点もあります。日本は右肩上がりでどんどん成長したから良かったですが、いつまでも今のままで、企業を応援しないで良いのかどうか。逆に一生懸命これからは応援して、少なくとも頭が出るくらいまでは応援してやっても良いのではないかという感じがするのですが。

松山委員：取り上げ方は補助金とは別だとは思いますが、これはぜひやるべきだと思います。

委員長：もし空いた建物があったら、家賃はタダみたいにしますから自由に企業活動してくださいというように。

松山委員：これは、あちこちでかなりやっています。三鷹を勉強させていただきましたが、確か三鷹でそういうものをやっていました。場所を安く貸していたと思います。先進事例をこの機会に勉強したら良いかと思いますが。

委員長：あなたがおっしゃるのも分かるが、そういう兼ね合いももう少し入れようとするれば、どうなりますか。

副委員長：それは、補助金とはまた別の話だと思います。

委員長：補助金は行政の手段としては、重要な手段です。いつの間にか眠って、既得権化してしまうところに問題があるのではないかと思います。

副委員長：教えていただきたいことがあるのですが、具体的な話で補助金というのはいくらぐらいもらっているのか。今日、回答いただけなくても結構です。例えば、1年

間に1団体がもらう補助金の最低額はどのくらいですか。最高額と最低額くらい教えていただけないかと思います。最低で何十万円くらいですか。

事務局：数万円というものがあると思います。

副委員長：その時に、2～3万円くらいだから良いのではという、こういう考え方も出てきてしまうし、2～3万円切ったらかわいそうだという考えも出てきてしまう。わずかに2～3万円しかあげてないのに、いろいろチェックしてみたら、この団体にはやはり2～3万円でもあげにくいということもある。だけど2～3万円くらいだから、他のところにもあげているのだし、あげたほうが良いのではという議論は出てきてしまう。ところが、500万円も600万円ももらっているのなら、30%くらいカットしても何とかなるのではという感じになってくる。ただ、そのへんすごく難しい話だと思います。

事務局：今日は手元に資料がないので、詳細はお答えできません。

委員長：2～3万円とか10万円以下の補助金はやめた方が良いと思うが。

事務局：以前、昭和30年代に国が行革の改革計画を作っている時に、零細補助金の定義みたいなものを打ち出されたことがあるのですが、都道府県レベルでしたら、例えば10万、20万円とか、市町村レベルでしたら何万円とか、そういう発想は確かにあると思います。先ほど申し上げましたけれども、そのわずかに1万円、2万円ですけれども、そこで携わった職員は同じ手続を踏む訳です。交付申請を受けて、内容チェックして、それで決定通知を出して、交付するという一連の作業を、金額の大小にかかわらず、当然チェックして行かないといけない訳で、そういった事務の効率性という意味では、零細であろうが多額であろうが、レベルは違いますけれども、必ず必要になってくる、そういった事務の効率性という意味でも、既存補助のあり方というものは、視点としては事業の有効性とかもう一方でありますから、一概には言えませんけれども、確かにそういう低額な部分での見直しの仕方方法としてはあって良いと思いますけれども。

委員長：零細な補助金はいらないと言うと、また問題があるので、今のは取り消した方が良くもしいない。

副委員長：逆に言えば、リストラクチャされて行って、ある程度の規模が大きくなることによって、補助金を受けている団体の効率性が上がって行くということもある。

委員長：そうですね。

小林委員：よろしいでしょうか。様式1の補助金審査票ですが、これは事業名になっていますが、団体ごとでの審査ではなくて、事業ごとの審査になっているのですか。

事務局：事業で審査してます。

小林委員：そうすると、この事業に携わっている団体が、例えば10団体あれば、その中の個々については全く見ないのですか。

事務局：その事業の総体を見てまして、別途、これに合わせた団体の調査をしますので、団体の調書で報告させます。

小林委員：例えば1つの事業の中で、いくつかの団体はすごく貢献していて、もちろん補助金を出すのは当然だと思えるところもあれば、補助金を出すのに疑問があるような団体も含めての審査ですか。

事務局：ほぼ同一の事業展開をしているところと、逆に福祉団体がそうですが、十数団体ありますが、活動が全然違います。その事業課が熱を持ってきていて、団体別に審査してくれてます。ですから、同系列でやっている事業展開の団体ですと、割と概要は見やすいのですが、特殊な事業やオリジナルな事業を展開している団体は、逆に事業課の方で事業全体評価できないので、個別にやりたいということとやってくれているので、各事業課の判断で対応してくれています。

小林委員：今年は大急ぎでということでは仕方ないとは思いますが、千団体もあるということで大変でしょうが、できれば団体別ごとにやっていただいた方が、見やすいかなと思います。様式の3番のところで、補助率という欄があって、今低額だからという話がありましたが、確かに2～3万円しかもらわなくても、例えば10万円の予算でやっているところでしたら、それは率で言えば高い率になるので、少額なのでうち切るといったことはどうなのかなと思います。それから非常に細かいことで申し訳ないのですが、お伺いしたいのが、13年度決算というところがありますが、その欄で団体の年間予算額というのがあるのですが、これは...

事務局：すみません。これは実際には団体の年間額で2段書きしています。当初は予算額で見ようと思ったのですが、決算を把握する必要があるわけですから、これはミスです。

小林委員：はい、分かりました。それと、先ほど委員長がおっしゃった企業への支援という話があったのですが、中小企業を相手にしている税理士として言わせていただくと、先ほど企画部長さんの方からも話がありましたが、低率で貸し付けているという制度が非常に中小企業の方ではありがたいという話があります。企業ですから、経営活動を行う訳ですから、補助金をもらって終わりではなくて、やはりそのお金をお返すするという立場の方が良いと思います。ただし、お返すのは何年か後でも良いよ、もしくは、利息が安くても良いよというのが、ベストなのかなと私は個人的には思っています。以上です。

委員長：この問題は、しかし、今後まだ何回も機会がありますから。本格的に私達が審議の日程にのってくるのは、9月か10月頃ですか。

事務局：10月くらいになると思います。9月は議会があって事務局も身動きが取れなくなりますので。ただ、その間に今のように、中間のデータですとかもっと分かりやすい資料ということであれば、委員長とご相談させていただきたいと思います。

委員長：そういうふうに、一種の事前勉強みたいなことでやって行った方が良くと思いますので、随時資料があれば出していただいて。

副委員長：補助金の額が増えないだろうと想像つくのですが、それはどこまで決めているのですか。

事務局：まだ、決めておりません。実際出た段階と、10月頃から予算編成をそろそろ始めようと思っていますが、そのあたりの歳入の見込みとドッキングしてくるのだろうと思います。

副委員長：ですから、最初からパーセンテージでかぶせておくということではないのですね。

事務局：ないです、今は。

副委員長：現状を見て増えることはないだろうという話ですね。

事務局：はい。今年は目標値で何パーセント切るというのは、初年度としては難しいのではと思います。むしろ、実態を洗い出して、本当に不要なものがあるのかどうかという現実検証にウエイトがかかるのではないかと考えています。他団体ですと、これをもう少し2年掛かりくらいで踏み込んで行っているのですけど、1年目で

一気にゴールラインに到達するのは難しいのかなという、やったことがないもの
ですから。歯切れの悪い答弁で申し訳ないですが、まずは実態を知りたいという
ことです。

副委員長：まだ、新規参入する可能性もありますから。まして、NPO等はこれから新規参
入する可能性が十分あると思いますので。

事務局：西東京市でも、NPOとの協働のあり方という指針作りをやっておりますので、
ある意味では、新規助成の仕組みを作らざるを得ないというか、合併の時のそう
いう市民との協働に関するテーマについては、進めて行くという方針を出してい
ますので、逆に増える補助金も政策的には出てくるという可能性はあります。

倉本委員：よろしいですか。資料4の8ページ、下の方の(2)の補助金の割合は、1
0%以上50%以下という数字を見た時、その根拠が最初分かりませんでした。
良い事業であれば、100%出して下さるのかとと思っていたものですから。その
後、説明がありましたので、こういう根拠があると分かりました。

事務局：必ずしもこだわるものではないのですが、特に団体の場合に、通常活動というこ
とが公共性がある、各会員さんから出る会費とか、必ず何かの自助努力が本来あ
るのですが、それが逆に補助金ありきで動いている団体ですと、団体の活動に対
する補助率が高くなっていくところがあって、どこかでそういう目安を、
必ずしもこれで是非を判断できるものではないと思うのですが、そういった一定
の方向性を持っていないと、職員が団体のあり方というのを見られませんし、逆
にそういった枠でなくても、こういう特殊性があるからこういう枠では見られな
いという反論も各事業を持っている職員から出てきますので、ひとつ検討する中
ではレベル的に他の市の事例も見まして、補助金の依存度を見た中では、こうい
った一定の枠の中でひとつの視点として持っているべきではないかということ
で出しました。

倉本委員：そうしますと、事業者団体というのは、評価基準を知ってらっしゃるのですか。

事務局：事業者団体は知りません。

倉本委員：評価基準に合わせた事業計画もありえるのでは、と思ったものですから。

事務局：団体につきましては、通常、こういったものがなくても、通常の補助金の場合、
補助金がほしいです、と交付申請する時に、そこに当然、自分達の今年やろうと

してる事業計画というものを付けてきて、そこに会員さんの名簿であるとか必要書類を付けてくる、それを内容確認して、この事業は補助できますと決定をして、最終的に事業が終われば、補助事業の活動内容、それから決算収支の様式とかを出してきて、補助を確定するという一連の行為がありますので、必ずしも、ただ事業をやりたいと来て、良いですよとやる訳ではありませんから。そういった、いわゆるルール化されたものは全て各事業課の補助事業に対して、要綱とかという形で必ずルール化されています。いつまでに申請しなさいとか、いつまでにお金を決定しますとか、一定のルールがあります。そういったルールにのっとって補助は支出されています。基本的に市の中でも内部監査がございますので、そういった中で不適切なものがあれば、当然、指摘、返還命令となってきますし、チェック機能は持っています。

委員長：大綱の問題に戻るのですが、バランスシートの導入とか財政管理指標が13ページにあります。財政管理指標（経常収支比率・人件費比率・公債費負担比率等）に基づく管理、それから28番は行政評価制度の導入、29番は補助金制度の見直しとなっていますが、このバランスシートの導入、財政管理指標に基づく管理、行政評価制度の導入、これは具体的にはどの程度になるのですか。これが、スピードでは、バランスシートだけ今年度にやって、あとはCになってますが。

事務局：この書き方が難しいのですが、実際、バランスシートについては、今年作ろうということです。基本的に各団体でいろいろ取り組みが始まってまして、ただバラバラになっているものですから、考え方が、たまたま国の方が基本的な仕様を決めました。それに即してやりますので、これは作れると思います。問題の、財政管理指標とかいうものは、年度年度で動くものですから、実際の経常収支比率が望ましい範囲で収まっていれば良いのですが、26市で収まっている団体はどこもございません。ですから、他団体との数値の比較ですとか、絶対指標で比較して行くのはなかなか難しいだろうと思うものですから、この書き方が非常に難しく、検討とありますが実際は実施でも良いのかと思っています。

委員長：行政評価制度というのは、具体的にはどういうものですか。

事務局：企画の担当を決めて、調査、研究を始めています。今日は担当者が出席していないのですが、2、3の団体で、一定程度の内部評価なのですが、それを予算にリンクさせて行くというやり方なのですが、実は成功事例は聞いておりません。いわゆる科学的なやり方なのでしょうけれども、これでもってうまく行っているというふうには話は特に聞いておりません。ですから、これがどこまで本当に有効

なのかという疑問もあります。これも場合によっては、途中でどういう研究をしているのかご報告したいと思うのですが。

委員長：行政評価は、松山委員が一番熱心だったような気がするのですが。

松山委員：行政評価制度というのは、目玉の一つではないかと思っています。しかし、これは大変だと思います。

委員長：これは、絵になっていないけれども、本当に重要な点です。

副委員長：行政評価制度というのは、行政の今までのやり方がまずい、つまりマネジメントの意識がないといけないということの裏返しです。マネジメントされているから評価できるのです。マネジメントされてこなかったから、評価のしようがなかったという考え方です。行政の活動自体が変わってくると、評価も生きてくるのです。ただ、評価に時間がかかるのです。

事務局：他団体の取り組みを先進市の事例に見ますと、いわゆる個別の事務事業の評価に視点をあてる団体、あるいは個別の施策、あるいは大きな政策に視点をあてて評価するというような、では西東京市としてどのへんのレベルを目指すのか、行政としての方向性、考え方が固まりませんと、「ただやってみました。失敗に終わりました。」になってしまうおそれもあります。ですから検討試行というのが、視点をどのレベルに置くのかということを内部で勉強会を重ねて、「西東京市としてはこういうところに視点をあてて取り組んで行こう」と、今後検討してまいります。その意味で検討、試行と表記させていただいているところです。

副委員長：むしろ、単発的に動きながらトータルのシステムができ上がって行くという方向が望ましい気がします。上から網をかけたとしても、なかなかうまく機能しない。それで機能していないという結果になってきているのではないかと思います。

松山委員：何を目的とするか決めないで先進事例を見てもうまくいかないと思います。課長がおっしゃったように、西東京市は何を狙うのかということを決めるのが、先ず第一だと思います。例えば予算とリンクさせるというのも、一つの方法だと思います。流行だからと取り組んでも、多分実を結ばないだろうと思います。

委員長：他にご意見はございませんか。なければ以上をもちまして、第3回行革委員会を閉会します。長時間ありがとうございました。